

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成23(2011)年1月26日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 1月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 1月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) *「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

〈民法〉

【1】不動産の所有権が甲から乙を経て丙に移転したにもかかわらず登記名義がなお甲の下に残っている場合、丙が甲に対し甲から丙に対する真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を請求することは許されないと判示(平成22年12月16日最高裁)

【2】不動産の賃借権者が対抗要件を具備しない間に抵当権設定登記がされた場合、同賃借権者は同登記後に賃借権の時効取得に必要な期間当該不動産を用益したとしても競売又は公売による買受人に賃借権の時効取得を対抗できないと判示(平成23年1月21日最高裁)

【3】マンションの建築確認取得後に施主、設計者、建築業者らの注文者・請負人が故意に悪質な建築基準法違反の建物を建築した場合、請負契約残代金本訴請求、同契約債務不履行による損害賠償反訴請求のいずれもが、公序良俗違反等として棄却された事例(平成22年8月30日東京高裁)

【4】損害賠償請求権の時効消滅が争われた事案で、最高裁判例の解釈において原告が症状固定の診断を受けた日よりも前に加害者に対して賠償請求をすることが事実上可能な程度に損害を知ったのであれば、その時点が消滅時効の起算日となると判示(平成20年7月18日大分地裁)

【5】XY社間の賃貸借関係においてY社がサブリースを行っていたところX社が契約更新を拒絶し、Y社に対し賃借権不存在確認を求めた事案。サブリース契約は更新拒絶の正当事由を認める独立の考慮要素とならないとしてX社の請求を棄却(平成21年4月22日札幌地裁)

【6】Xは不動産賃貸業者Yとの間で賃料2か月分の更新料を支払う旨の約定で期間1年の建物賃貸借契約を締結したが、Xが既払い更新料の返還等を請求した事案。本件更新料条項は趣旨が不明瞭で消費者契約法10条にも反して無効であるとしてXの請求を認容(平成21年9月25日京都地裁)

【7】Yが企画・主催する「流水ダイビングツアー」に参加し、溺死したAの遺族らがYに対し損害賠償を請求した事案。Yの監視義務違反、安全配慮義務違反を認め、債務不履行責任として請求の一部(合計1200万円)を認めた(平成21年10月16日札幌地裁)

【8】交通事故により後遺障害等級併合11級の認定を受けた原告が、手話障害についての自動車損害賠償責任保険の後遺障害の基準がなく認定が受けられなかったため被告に損害賠償を請求した事案。原告の障害の程度を12級と認定し約1221万円の損害賠償を認めた(平成21年11月25日名古屋地裁)

【9】塾講師に塾内で殺害された女児の両親らが塾講師を雇用していたYに対し、使用者責任等に基づき損害賠償等の支払いを求めたところ、使用者が代位責任を負うことから、Yは、被用者の負う損害賠償額と同額の責任を負うことはやむを得ないと判断(平成22年3月31日京都地裁)

【10】銀行からの保証債務履行請求に対し、主債務者に対しては名義貸しであった為、民法93条但書により貸付が無効であるとの抗弁が提出されたが排斥され、借入残元金、利息及び遅延損害金の支払請求が認容された事例(平成22年6月10日大阪地裁)

〈商事法〉

【11】担保不動産競売手続取消決定に対する執行抗告において、土地に対する商事留置権を認めず、これを前提に無剰余であるとして上記土地に対する担保不動産競売手続を取り消した原決定を取り消した事例(平成22年9月9日東京高裁)

〈知的財産〉

【12】放送番組の自動送信機能を有する機器を用いたサービスを提供する被上告人に対し、放送事業者である上告人らが送信可能化権の侵害を主張して送信差し止めと損害賠償を請求した事案。侵害はないとした原判決を破棄し、原審に差し戻した事例(平成23年1月18日最高裁)

【13】放送番組の複製物の取得を可能にするサービスの提供者が、その管理・支配下においてアンテナで受信した放送を複製機器に入力し、当該機器に録画指示がされると放送番組の複製が自動的に行われる場合、当該サービスの提供者がその複製の主体であるとされた事例(平成23年1月20日最高裁)

【14】拒絶査定不服審判の拒絶審決について請求項1に従属しない独立した請求項2を審理の対象外とした審決には誤りがあるとして取消しを求めたところ、請求項1が拒絶されるものであるときは請求項2について審理判断するまでもないとして請求が棄却された事案(平成22年12月28日知財高裁)

【15】拒絶査定不服審判の拒絶審決について本件補正発明の構成である「血管内膜を減少させる」は引用発明と実質的な差異がないとした審決には誤りがあるとして取消しを求めたが、本件補正発明を物の観点から特定するものではないとして請求が棄却された事例(平成23年1月18日知財高裁)

【16】著作権法104条の5の機器の製造業者の「協力」義務は、製品の購入者から補償金を徴収して、管理団体へ納付することに特定されるものではないとして、管理団体からの私的録画補償金相当額の支払請求が棄却された事例(平成22年12月27日東京地裁)

〈民事手続〉

【17】Xはその預金債権が厚生年金を原資としているから差し押さえできないとして債権差押命令の取消しを求めたが、原審は原資がすべて年金によるものと認められないとして申立てを棄却、Xが執行抗告したところ原決定が取り消され債権差押命令が取り消された事

例(平成22年6月22日東京高裁)

【18】管理組合は、建物が強制競売により売却された場合であっても区分所有等に関する法律7条に基づき先取特権に基づいて建物の売却代金(配当手続実施後の剰余金を含む)から優先弁済を受けることができると判示(平成22年6月25日東京高裁)

【19】Xはその預金債権に基づいてなされた債権差押命令に対し年金がないと生活ができない状態であるとして差押禁止債権の範囲を拡張し、本件差押命令の全部取消を求めたが原審はXの申立を棄却、これを不服として執行抗告をしたが棄却された事例(平成22年6月29日東京高裁)

【20】第三債務者への債権差押命令の申立てにおいて、差押債権目録の記載として複数の保険契約を契約年月日の先後で特定したところ執行裁判所が特定を欠くとして申立てを却下、これに対する執行抗告では、差押債権の特定があるとして申立てを認容(平成22年9月8日東京高裁)

【21】第三債務者への債権差押命令の申立てにおいて、差押債権目録の記載として複数の保険契約を契約年月日の先後で特定していたが執行裁判所が差押債権の特定を欠くとして申立てを却下、これに対する執行抗告が棄却された事例(平成22年12月7日東京高裁)

【22】Aの破産管財人Yが、AがXに担保として新規預金を預けたのは偏頗行為に当たるとしてXを相手方として否認請求の申立てをしたところこれが認容されたため、Xがその取消しを求めた事案。預金担保はすでに解除されていた等としてYの否認請求を棄却(平成22年9月13日東京地裁)

〈刑事法〉

【23】検察審査会による起訴をすべき旨の議決は刑事訴訟手続における公訴提起の前提となる手続であり、その適否は刑事訴訟手続において判断されるべきもので、行政事件訴訟を提起して争うことはできず、執行停止の申立てをすることもできないとされた事例(平成22年11月25日最高裁)

【24】保釈された者が実刑判決を受け、その判決が確定するまでの間に逃亡等を行ったとしても判決確定までにそれが解消され、判決確定後の時期において逃亡等の事実がない場合には刑法96条3項により保釈保証金を没収することはできないとされた事例(平成22年12月20日最高裁)

【25】親賞ないしは記念のための品として作成された家系図が行政書士法1条の2第1項にいう「事実証明に関する書類」に当たらないとされた事例(平成22年12月20日最高裁)

〈公法〉

【26】明石海峡航路北側の航路外で西に向かう甲船と東に向かう乙船が衝突した事故について、海技士である甲船の船長を戒告とした高等海難審判庁の裁決が適法であるとされた事例(平成22年11月30日最高裁)

【27】弁護士である破産管財人は、支払者として自らの報酬について源泉徴収義務を負い、その報酬に係る源泉所得税の債権は請求権(財団債権)に当たるが、破産管財人は退職手当等の配当については、労使関係になく源泉徴収義務を負わないとした事例(平成23年1月14日最高裁)

【28】町がその所有する普通財産である土地を町内の自治会に対し地域集会所の建設用地として無償で譲渡したことにつき地方自治法232条の2所定の公益上の必要があるとした町長の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用による違法があるとはいえないとされた事例(平成23年1月14日最高裁)

【29】外務大臣の行政文書の一部不開示決定の取り消しを求めた事案で、不開示理由は、行政機関の長が、公共の安全等に支障を及ぼす恐れがあると認めることについての相当の理由である等として、控訴が棄却された事案(平成22年6月23日東京高裁)

【30】控訴人が税務署長による所得税の更正処分等に対し申告漏れとされたみなし配当所得は生じておらず、仮に同所得が生じていても当該所得は非課税所得に該当するから本件更正処分等は違法であるとしてその取消しを求めたが、理由がないとして棄却された事案(平成22年6月23日東京高裁)

【31】旧砂川町所有の土地を神社に無償使用させたことで争われた事案。差戻審において控訴人が違憲性解消の合理的な手段を提案している以上「財産の管理を怠る事実」には該当しないとして一審判決で控訴人敗訴部分を取消し被控訴人らの請求を棄却した事例(平成22年12月6日札幌高裁)

【32】大阪府中央府税務所長が原告経営のゴルフ場の利用税につき「キャディーフィー」は「利用料金」に含まれるとして税率算定の等級を変更する旨の処分を行ったため、当該ゴルフ場がその取消を求めた抗告訴訟を提起したが処分行政庁の判断に違法はないとされた(平成20年7月29日大阪地裁)

【33】大東市が退職する非常勤職員らに退職慰労金を支払ったところ同市の住民Xが給与条例主義に違反するとして市長に対し、当該非常勤職員らに損害賠償請求をするよう、総務部長らに対し賠償命令をするよう求めたところ、Xの請求が認容された事例(平成20年8月7日大阪地裁)

【34】大阪市が学校設置条例により設置する特別支援学校を廃止することなどを内容とする上記学校設置条例を改正する条例を制定したため、同学校の児童生徒及びその保護者らが同学校の廃止の効力を停止することを求めたところ、その申立てが却下された事例(平成21年1月30日大阪地裁)

【35】アスベスト工場の元労働者が石綿を原因とする疾病に罹患したのは国が規制権限を行使しなかったからだとして国家賠償請求をした事案。その権限不行使につき許容される限度を逸脱し著しく合理性を欠くもので違法と判示され、国賠法上の責任が肯定された事例(平成22年5月19日大阪地裁)

【36】業務上災害による火傷を負った男性が労災保険法施行規則別表第一に定める障害者等級の認定処分(外貌の醜状障害の男女差)を不服として同処分の取り消しを求めた訴訟において、憲法14条1項に違反するとして処分が違法とされた事例(平成22年5月27日京都地裁)

〈社会法〉

【37】電気通信事業者が、その設置する光ファイバ設備に他の電気通信事業者が接続して通信サービスを提供する接続料を高価とし、接続料金を下回るユーザー料金を設定したのは独禁法の「他の事業者の事業活動を排除」する行為に該当するとされた事例(平成22年12月17日最高裁)

【38】労働基準法32条1項(週単位)と同条2項(1日単位)の時間外労働の規制は、その内容及び趣旨等を異にし、同条1項違反の罪が成立する場合、その週内の1日単位の時間外労働の規制違反について同条2項違反の罪が成立し、両罪は併合罪と解するのが相当と判示(平成22年12月20日最高裁)

【39】自転車・自動二輪車等による配送業者のメッセンジャー及びメッセンジャーから選ばれた営業所長の労働者性の有無が争われた事案で、前者は労働基準法上の労働者に該当せず、後者は労働者に該当すると判断された(平成22年4月28日東京地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

〈民法〉

(1) 最一判平成22年12月16日 最高裁HP

平成21年(受)第1097号 持分所有権移転登記手続、遺産確認、共有物分割請求本訴、持分所有権移転登記手続請求反訴事件(一部破棄差戻し・一部棄却)

不動産の所有権が甲から乙を経て丙に移転したにもかかわらず、登記名義がなお甲の下に残っている場合において、丙が甲に対し甲から丙に対する真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を請求することは許されない。

(理由)

甲名義で登記されている持分につき、不動産の所有権が、元の所有者から中間者に、次いで中間者から現在の所有者に、順次移転したにもかかわらず、登記名義がなお元の所有者の下に残っている場合において、現在の所有者が元の所有者に対し、元の所有者から現在の所有者に対する真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を請求することは、物権変動の過程を忠実に登記記録に反映させようとする不動産登記法の原則に照らし、許されないものというべきである。

(2) 最二判平成23年1月21日 最高裁HP

平成21年(受)第729号 建物収去土地明渡等請求事件(棄却)

不動産の賃借権者が対抗要件を具備しない間に抵当権設定登記がされた場合、同賃借権者は、同登記後に賃借権の時効取得に必要な期間当該不動産を用益したとしても、競売又は公売による買受人に賃借権の時効取得を対抗できない。

(理由)

抵当権の目的不動産につき賃借権を有する者は、当該抵当権の設定登記に先立って対抗要件を具備しなければ、当該抵当権を消滅させる競売や公売により目的不動産を買い受けた者に対し、賃借権を対抗することができないのが原則である。このことは、抵当権の設定登記後にその目的不動産について賃借権を時効により取得した者があつたとしても、異なることはないというべきである。

(3) 東京高判平成22年8月30日 判例時報2093号82頁

平成21年(ネ)第2521号 請負代金、損害賠償等反訴請求控訴事件 変更(上告)

マンション建築請負工事契約において、建築確認取得後に確認図面上存在しない新たな住戸を増設するなど、施主、設計者、建築業者らの注文者・請負人が、故意に、建ぺい率、容積率違反、北側斜線制限違反、日影規制違反、耐火構造規制違反等の悪質な建築基準法違反の建物を違法に建築することを企図した場合につき、請負代金本訴請求や同請負契約の債務不履行に基づく損害賠償反訴請求がされた事案において、建物請負契約が悪質な方法で第三者の利益を故意に侵害する場合など社会的妥当性の観点からみて到底是認できない場合には、私法上の効力も否定しなければならず、強行法規違反ないし公序良俗違反により私法上無効である。として、当事者双方は訴訟において同主張をいずれもしていないが、当事者の残代金本訴請求及び損害賠償反訴請求をそれぞれ一部認めた原判決が変更され、いずれも棄却された事例。

(4) 大分地判平成20年7月18日 判例タイムズ1300号270頁

平成18年(フ)第453号 損害賠償請求事件(請求棄却・控訴(後控訴棄却))

交通事故の被害者Xが、加害者Yに対し、民法709条、自動車損害賠償保障法3条に基づいて損害賠償を求めた事案において、Yは、Xが主張する後遺障害等級を争うほかXについて症状固定日が平成15年2月15日であるのに、XがYに対して訴訟外で賠償請求をしたのが平成18年8月1日、本訴を提起したのが同年9月6日であるとして、XのYに対する損害賠償請求権は時効消滅したと主張した(この点、Xは、本件でXが医師から症状固定の診断を受けたのは平成15年10月9日であるから、消滅時効は完成していないと主張した)。

本判決は、最高裁判決(最二小判昭48.11.16民集27巻10号1374頁)が、後遺障害が生じた場合の消滅時効の起算日について、「遅くとも上記症状固定の診断を受けた時」としていることに照らせば、当該最高裁判決は、必ずしも症状固定の診断を受けた日より前を消滅時効の起算日とすることを排除するものではなく、原告が症状固定の診断を受けた日より前に、加害者に対して賠償請求をすることが事実上可能な程度に損害を知ったのであれば、その時点が消滅時効の起算日となると判示し、Xが賠償請求をすることが事実上可能な程度に損害発生の事実を知ったのは、客観的に症状が固定した日である平成15年2月15日若しくは、Xが通院を終了した同年3月20日であるとして、Yの消滅時効の抗弁を認めた。

(5) 札幌地判平成21年4月22日 判例タイムズ1317号194頁

平成19年(フ)第1542号 賃貸借契約終了確認等請求事件(請求棄却・控訴)

本件で、X社は、A社に建物を賃貸し、A社がB社にサブリースする契約を締結していたが、その後Y社がB社及びA社の契約上の地位を承継したため、XY社間で直接の賃貸借関係が成立した。Y社がサブリースを行っていたところ、X社が契約の更新を拒絶したが、Y社が期間満了後も本件建物を占有していたため、X社はY社に対し賃借権を有しないことの確認を求めた。本判決は、借地借家法は建物賃貸借の目的等によってその適用に相違を設けていないことから本契約には借地借家法28条の適用があるとした上で、更新拒絶の正当事由の判断については、サブリース契約であることは同条規定の「建物の賃貸人及び賃借人が建物の使用を必要とする事情」の一要素として考慮されることはあっても、正当事由を認める方向での独立の考慮要素となるものではなく、Y社がX社に支払う賃料を遙かに上回る収益をテナントから得ているとしても、それはサブリース契約において想定されている範囲内の

事柄であるとし、本件では正当事由は認められないとし、X社の請求を棄却した。

(6) 京都地判平成21年9月25日 判例タイムズ1317号214頁
平成20年(ワ)第947号 更新料返還等請求事件(第1事件・本訴)、平成20年(ワ)第1287号更新料反訴請求事件(第2事件・反訴)、平成20年(ワ)第1285号 保証債務履行請求事件(第3事件)(一部認容・控訴・控訴棄却)

本件で、Xは不動産賃貸業者Yとの間で法定更新・合意更新を問わず更新時に賃料2か月分の更新料を支払う旨の約定で期間1年の建物賃貸借契約を締結した。Xは3回合意更新しその都度更新料を支払ったが、4回目の更新時には合意更新せず法定更新されたところ、XはYに対し本件更新料条項は消費者契約法10条に基づき無効であるとして既払い3回分の更新料の返還等を請求した。本判決は、本件更新料条項には賃料の補充等の性質は認められず、趣旨不明瞭な部分が多く一種の贈与的性格を有すると評価することもできるとした上で、同条項は民法601条に比して賃借人の金銭支払義務を加重しており、XY間の情報の質及び交渉力に格差があることを背景に、Xが一種の誤認状態に置かれた状況で、Xに対価性の乏しい相当額の金銭の支払という重大な不利益を与え、一方ではYに対しては何らの不利益も与えていないものであり、信義則に反する程度に衡平を損なう形で一方的にXの利益を損なったものといえることができるとして、本件更新料条項は消費者契約法10条に反し無効であるとし、Xの請求を認容した。

(7) 札幌地判平成21年10月16日 判例タイムズ1317号203頁
平成18年(ワ)第2095号 損害賠償請求事件(一部認容・控訴)

本件で、A(昭和29年生)は、Yの企画・主催する「流水ダイビングツアー」に参加し、北海道でダイビングをしていたが、海岸から約20メートルの地点で溺死したため、遺族らがYに対し、監視義務違反、救護義務違反等があったとして債務不履行等による損害賠償を請求した。本判決は、Aのダイビング歴が1年に満たず流水ダイビングが初めての経験であったにもかかわらず、Yは一定程度の時間Aから目を離してその動静を十分監視せず、そのためにAの異変に気づくのが遅れたとして監視義務違反を認め、また、ダイビングの危険性についての認識が甘く事故発生の際の具体的な対策が十分にとられておらず、救助の指示をしなかった等として安全配慮義務違反も認め、債務不履行責任として請求の一部(合計1200万円)を認めた。

(8) 名古屋地判平成21年11月25日 判例タイムズ1317号229頁
平成20年(ワ)第40号(交通)損害賠償請求事件(一部認容・確定)

本件は、原告が、交通事故により右肋骨骨折、右鎖骨骨折等の傷害を受け、右肩関節の機能障害による12級6号等による後遺障害等級併合11級の認定を受けたものの、手話障害についての自動車損害賠償責任保険の後遺障害の基準がなく認定が受けられなかったことから、被告に対し、民法709条、自賠法3条に基づき損害賠償を請求した事案である。

本判決は、聴覚障害者にとって手話は健常者の口話に相当するものであって、後遺障害が残り手話に影響が及んだ場合には後遺障害と扱うのが相当であるとし、その認定は自賠責後遺障害の等級を参考にするものの、口話と手話の手段の違いに照らし、意思疎通が可能かどうか、手話能力がどの程度失われているかを中心に個別的に判断するものとし、機能障害と言語障害の両方を評価したとしても、口話の言語障害の場合にもあり得ることであり手話特有の問題ではない等とし、原告の障害の程度を12級と認定し、約1221万円の損害賠償を認めた。

(9) 京都地判平成22年3月31日 判例時報2091号69頁
平成21年(ワ)第1260号 損害賠償請求事件 一部認容一部棄却(確定)

本判決は、塾講師に塾内で殺害された女兒児童の両親であるXらが塾講師を雇用していたYに対し、使用者責任又は安全配慮義務違反に基づき損害賠償等の支払いを求めた事案である。

本判決は、逸失利益の基礎収入額について、男子全平均賃金を採用すべきとのXらの主張を排斥し、全労働者平均賃金を採用するのが妥当であるとした。また弁護士費用については、犯罪行為があった場合、被害者等が刑事手続きを理解するため、また社会的耳目を集める事件であった場合にはマスコミに対応するため弁護士に支援を依頼することは社会通念上相当な行動であるから、相当な額については当該犯罪行為と相当因果関係にあるというべきであるとしてXらの請求どおり100万円の損害賠償を認めた。また、本判決は被用者の故意行為より使用者責任が生じる場合であっても被用者の選任監督に帰責性のないことを事由とする代位責任であるという使用者責任の性質から使用者が被用者の負う損害賠償額と同額の責任を負うことはやむを得ないと判断した。

(10) 大阪地判平成22年6月10日 金法1913号112頁
平成20年(ワ)第12429号 連帯保証債務履行請求事件(請求認容)

本件は、X銀行が、補助参加人ZのXに対する借入債務を主債務とするA会社のXに対する保証債務をY銀行が合併等によって承継したとして、保証債務履行請求権に基づき、Yに対し、借入残元金、利息及び遅延損害金の支払いを求める事案である。Yは、Zの借入れについて、それがいわゆる名義貸しに当たり、原告はそのことについて悪意であったから、民法93条ただし書の類推適用により無効であるなどと主張して、争った。

本判決は、Yの主張をすべて排斥し、Xによる請求を認容したものであるが、民法93条ただし書の類推適用の主張については、名義貸人である借主が貸付契約に基づく貸付金を名義借人に利用させ、その返済を名義借人の負担において行うこととなっていたような場合に、借主が名義貸しを主張して銀行に対する貸付金の返済義務を免れるためには、単に銀行の悪意又は重過失をいうだけでは足りず、例えば、銀行が名義貸しを容認ないし助長する態度を名義貸人たる借主に対して示し、その結果、借主において、銀行が専ら経済的利益の帰属先である名義借人から貸付金を回収する意思であって、名義を貸した借主にその返還を求めることはないとの正当な期待ないし信頼を抱き、銀行が借主に対してその返還を求めることが信義則上許されないと見えるような事情があることも必要であるとした上、本件における証拠関係を検討し、本件において、Xの担当者が上記貸付契約が名義貸しであることについて悪意又は重過失であったということとはできないし、ましてや、Xの担当者がそのことを容認してZに対して上記貸付契約に基づく債務の返済を求めないとの期待ないし信頼を抱かせたというような事実も、到底認めることはできないと判示した。

〈商事法〉

(11) 東京高決平成22年9月9日 金法1912号95頁

平成22年(ラ)第656号 担保不動産競売手続取消決定に対する執行抗告事件(原決定取消)

A社は、B社から、同社が所有する土地にビルを新築する工事を請け負い、鉄骨を組み上げ、床にコンクリートを打って上棟に至ったものの、壁は取り付けておらず、その後の工事は中止していた状況にあったところ、支払期限の到来した工事請負代金等の支払いがされなかったことから、同土地の周囲に鉄製フェンスを設置して施錠をし、かつ留置権行使中の看板を掲示した。その後、上記土地について開始された担保不動産競売事件において、評価人が、上記土地の売却価額が10億0503万円であり、上記工事の残代金債権及びこれに対する遅延損害金等の合計が11億0485万円になるとして、上記土地を6万円と評価したことから、原審は、上記評価に基づき、A社に対し、無剰余である旨を通知したが、Aが民事執行法63条2項の定める申出及び保証の提供並びに証明をしなかったため、担保不動産競売手続を取り消した。そこで、Aは、上記担保不動産競売手続取消決定の取消しを求めて執行抗告をした。

本決定は、不動産(土地)についても商事留置権が成立し得ることは肯定したが、商法521条が規定する「自己の占有に属した」といえるためには、自己のためにする意思をもって目的物がその事実的支配に属すると認められる客観的状态にあることを要するものと解すべきところ、Aによる上記土地の使用は、建築工事施工という債務の履行のための立入り使用であり、その権原は注文主であるBに対してのみ主張することができるものであること、取引通念上、Aが上記土地について対外的に独立した占有訴権を行使したり、敷地からの果実を収受したりすることなどを予定しているものとは認められないことからすると、対外的関係から見れば、Aは、上記土地につき、Bの占有補助者の地位を有するに過ぎず、Bの占有と独立した占有者とみることはできないし、Aが上記土地の周囲に鉄製フェンスを設置して施錠するなどしていることも、「商行為によって」自己の占有に属したとはいえないとして、Aに上記土地に対する商事留置権を認めず、これを前提に無剰余であるとして上記土地に対する担保不動産競売手続を取り消した原決定を取り消した。

〈知的財産〉

(12) 最三判平成23年1月18日 裁判所HP

平成21年(受)第653号 著作権侵害差止等請求事件

放送事業者である上告人らが、「まねきTV」という名称で放送番組を利用者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する機器を用いたサービスを提供する被上告人に対し、本件サービスは、各上告人が行う放送についての送信可能化権(著作権法99条の2)を侵害するなど主張して、放送の送信可能化及び放送番組の公衆送信の差止め並びに損害賠償の支払を求めた事案で、原審は、自動公衆送信装置とは、公衆(不特定又は多数の者)によって直接受信され得る無線通信又は有線電気通信の送信を行う機能を有する装置でなければならないが、各ベースステーションは、あらかじめ設定された単一の機器宛てに送信するという1対1の送信を行う機能を有するにすぎず、自動公衆送信装置とはいえないのであるから、ベースステーションに本件放送を入力するなどして利用者が本件放送を視聴し得る状態に置くことは、本件放送の送信可能化には当たらず、送信可能化権の侵害は成立しないとして上告人らの請求を棄却した。

著作権法が送信可能化を規制の対象となる行為として規定した趣旨、目的は、公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行う送信(後に自動公衆送信として定義規定が置かれたもの)が既に規制の対象とされていた状況の下で、現に自動公衆送信が行われるに至る前の準備段階の行為を規制することにある。このことからすれば、公衆の用に供されている電気通信回線に接続することにより、当該装置に入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する装置は、これがあらかじめ設定された単一の機器宛てに送信する機能しか有しない場合であっても、当該装置を用いて行われる送信が自動公衆送信であるといえるときは、自動公衆送信装置に当たるといふべきである、として、原判決を破棄し、原審に差し戻した。

(13) 最一判平成23年1月20日 裁判所HP

平成21年(受)第788号 著作権侵害差止等請求控訴、同附帯控訴事件(破棄差し戻し)

放送番組の複製物の取得を可能にするサービスの提供者が、その管理・支配下において、アンテナで受信した放送を複製機器に入力し、当該機器に録画指示がされると放送番組の複製が自動的に行われる場合、当該サービスの提供者がその複製の主体であるとされた事例。

原審は、上記複製機器の管理・支配者はサービス利用者が複製を容易にする環境を提供しているに過ぎないとしたが、最高裁判所は、上記管理・支配者が複製実現のために必要な行為をしているとして、原審の判断を破棄した。

(14) 知財高判平成22年12月28日 裁判所HP

平成22年(行ケ)第10208号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

拒絶査定不服審判の拒絶審決について、請求項1に従属しない独立した請求項2を審理の対象外とした審決には誤りがあるとして取消しを求めたが、請求項1が拒絶されるものであるときは請求項2について審理判断するまでもないとして、請求が棄却された事案。

原告は、本願の請求項2は、請求項1に従属しない独立した請求項であるから、これを審理の対象外とする合理的な理由はなく、また、審判請求時に請求項の数に応じた審判請求料の納付を求める特許法195条の立法趣旨からみても、請求項2に係る発明に対する審理、判断をすべきであるのに、審決は本願の請求項1に係る発明に対してのみ審理判断をし、請求項2に係る発明に対する審理、判断を遺脱したから、誤りであると主張する。

しかし、拒絶査定を受けた出願人が、基本手数料額に、請求項数に一定額を乗じた額を加えた額の手数料を納付しなければ拒絶査定不服審判を受けることができないとの特許法195条2項の規定は、特許がされる場合にはすべての請求項については審理判断がされることに対応するものであると解すべきである。同規定があるからといって、特許出願に係る発明中に特許をすることができないものがあるときに、その特許出願を全体として拒絶することについては、妨げとなるものではない(知的財産高等裁判所平成20年(行ケ)第10020号平成20年6月30日判決、最高裁判所平成19年(行ヒ)第318号平成20年7月10日第一小法廷判決・民集62巻7号1905頁参照)。

本願の請求項1に係る発明が特許法29条2項の規定に該当して特許を受けることができない

いものであるときは、本願の請求項2に係る発明がたとえ独立の請求項であって特許性を有する場合であったとしても、その請求項2に係る発明について審理判断するまでもなく、本願は、全体として拒絶されるべきものといえる。よって、本願の請求項1に係る発明に対してのみ審理判断し、請求項2に係る発明に対する審理判断をしなかった審決が誤りであるとする原告の前記主張は、採用の限りでない。

(15) 知財高判平成23年1月18日 裁判所HP

平成22年(行ケ)第10055号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

拒絶査定不服審判の拒絶審決について、本件補正発明の構成である「血管内膜を減少させる」は引用発明と実質的な差異がないとした審決には誤りがあるとして取消しを求めたが、本件補正発明を物の観点から特定するものではないとして、請求が棄却された事案。

原告は、本件補正発明である「タラ目又はカレイ目の皮を原料とし、分解酵素としてペプシンを用い、pH1.5に調整した後、温度40℃で20分間酵素分解を行い得られた重量平均分子量が3000の魚皮由来低分子コラーゲンを必須成分とする、血管内膜厚を減少させることを特徴とする血管老化抑制剤」が有する血管内膜厚を減少させる効果や粥状動脈硬化に対する予防及び治療という医薬用途を引用発明は提供していないので、本件補正発明の構成である「血管内膜を減少させる」について実質的な差異がないとした本件審決には誤りがある旨を主張する。

しかし、本件補正発明及び引用発明は、いずれも物の発明であるところ、相違点に係る本件補正発明の構成である「血管内膜を減少させる」ことは、発明の作用効果に関する事項であって、本件補正発明を物の観点から特定するものではない。したがって、「血管内膜を減少させる」との記載の有無は、物の発明である引用発明と本件補正発明との実質的な相違点とはいえない。よって、これと同旨の本件審決の判断に誤りはない。

(16) 東京地判平成22年12月27日 裁判所HP

平成21年(ワ)第40387号 著作権損害賠償請求事件

著作権法30条2項の補償金(私的録音録画補償金)のうち私的使用を目的として行われる「録画」に係るものを受ける権利をその権利者のために行行使することを目的とする指定管理団体である原告が、DVD録画機器を製造、販売する被告に対し、被告各製品は同法30条2項所定のデジタル方式の録音又は録画の機能を有する「政令で定める機器」に該当するため、被告は、同法104条の5の規定する製造業者等の協力義務として、被告各製品を販売するに当たって、その購入者から被告各製品に係る私的録音録画補償金相当額を徴収して原告に支払うべき法律上の義務があるのにこれを履行していないなどと主張し、上記協力義務の履行として、又は上記協力義務違反等の不法行為による損害賠償として、被告各製品に係る私的録音録画補償金相当額の支払を求めた事案。

原告は、法104条の5の文言は、「私的録音録画補償金の支払の請求及びその受領に関する協力」とされているところ、私的録音録画補償金の「支払の請求及びその受領」に関して製造業者が「協力」するとなれば、上乗せ徴収・納付以外には考えられないから、法104条の5の文言からしても、製造業者等が行うべき「協力」とは上乗せ徴収・納付であると解するほかない旨主張したが、法104条の5の「協力」という用語自体から具体的な行為を特定することはできず、法104条の5の文言自体を根拠として、製造業者等が行うべき「協力」が上乗せ徴収・納付に特定されるものとする原告の主張は、文理からかけ離れた解釈といわざるを得ない、として原告の請求を棄却した。

〈民事手続〉

(17) 東京高決平成22年6月22日 金法1912号100頁

平成22年(ラ)第948号 差押禁止債権の範囲変更申立棄却決定に対する執行抗告事件(原決定取消・差押命令取消)

Xは、同人の第三債務者A銀行に対する預金債権についてなされた債権差押命令に対し、当該差押債権は、厚生年金を原資として振り込んだものであるから、差押えは禁止されるべきであるとして、差押禁止債権の範囲変更の申立てとして、上記債権差押命令の取消しを求めたが、原審は、上記預金債権の原資のすべてが年金によるものと認めるとして、Xの上記申立てを棄却したので、Xがこれを不服として執行抗告をした。

本決定は、預金債権が差し押さえられた場合において、当該預金の原資が年金であることの立証がされたときは、他に生計を維持する財産や手段があることなどの特段の事情がない限り、債務者の生活保障、生計維持のため、当該預金債権の差押命令を取り消すことが相当である、との原決定の理由中の判断を引用したが、具体的な事実認定において、Xは、年金(厚生年金基金)受取口座としていた預金口座から、生活協同組合からの購入代金等の生活費の口座振替による支払いを継続していたところ、年金の預け替えとは直ちに認められない10万円の入金をしたものの、同入金による預金残高は上記生活費の支払いにより費消されており、その後の入金は、16円の預金利息を除いては、いずれも年金の入金か、他口座で受け取った年金の預け替えによるものであり、これから上記生活費の支払いにあてられた後の上記債権差押命令がされた当時のXの口座残高11万7830円は、年金を原資とするものと認めるのが相当であり、この預金残高も、すべてXの生活費の支払いにあてられることが予定されていたものと認められると認定して、原決定を取り消したうえ、上記債権差押命令を取り消した。

(18) 東京高決平成22年6月25日 金法1912号107頁

平成22年(ラ)第1083号 債権差押命令申立却下決定に対する執行抗告事件(原決定取消)

区分所有者であるYは管理費及び修繕積立金を滞納し、また、強制競売に付されたYの区分所有建物について剰余金が発生したが、Yが弁済金交付期日に出頭しなかったため、同剰余金は供託されたところ、管理組合法人Xが、建物の区分所有等に関する法律7条に基づく先取特権の行使として、上記供託金の還付請求権の差押命令を申し立てたのに対し、原審が、Xの先取特権は民事執行法59条1項により消滅したから、同法193条1項の担保権の存在を証する文書の提出がないとして、上記申立てを却下したため、Xがその取消しを求めて執行抗告をした。

本決定は、先取特権は、その目的物が売却されて代金に変じた場合には、この代金に効力を及ぼすものであり、これは、同売却が裁判所による競売手続によるものであっても異なることはないから、区分所有者に対して区分所有法7条1項に規定する管理費等の請求権を有する管理組合は、同建物が強制競売により売却された場合であっても、同請求権を被担保債

権とする先取特権に基づいて、同建物の売却代金(配当手続実施後の剰余金を含む。)から優先弁済を受けることができるものと解すべきであるとして、原決定を取り消し、本件を原裁判所に差し戻した。

(19) 東京高決平成22年6月29日 金法1912号100頁
平成22年(ラ)第947号 差押禁止債権の範囲変更申立棄却決定に対する執行抗告事件(抗告棄却)

Xは、同人の第三債務者A銀行に対する預金債権についてなされた債権差押命令に対し、現在、年金収入で生活しており、年金がないと生活ができない状態であるとして、民事執行法153条1項に基づき、差押禁止債権の範囲を拡張し、本件差押命令の全部取消を求めたが、原審は、本件差押命令当時の口座残高24万0547円のうち12万3954円については、Xの年金を原資とするものと認められるが、当該部分に対する差押えによってXの生活に著しい支障が生じるとまでは認められないとして、Xの申立を棄却したところ、Xがこれを不服として執行抗告をした。

本決定は、原決定同様、本件差押命令によってXの生活に著しい支障が生じるとは認められないとしてXの抗告を棄却したものであるが、その理由中において、預金口座に年金が振り込まれている場合、当該預金債権については、債務者及び債権者の個別の事情を考慮するまでもなく、差押禁止の範囲を変更しその差押えを禁止するという運用をすべき、とのXの主張に対し、年金がいったん受給者の預金口座に振り込まれた場合に、民事執行法153条1項の差押禁止債権の範囲の変更の申立てがされたときは、当該預金の原資が年金給付であることが認められれば、生計を維持する財産や手段があることなどその取消しを不当とする特段の事情のない限り、当該預金債権に対する差押え命令は取り消されるべきであると解するのが相当であるところ、上記特段の事情の有無の判断に当たっては、当該預金の形成過程や使用の状況その他差押禁止債権の範囲を変更することを必要とする債務者及び債権者の生活の状況等の事情を考慮する必要があるとの判断を示した。

(20) 東京高決平成22年9月8日 金法1913号92頁
平成22年(ラ)第1417号 債権差押及び転付命令申立一部却下決定に対する執行抗告事件(原決定取消・申立認容)

債権者Xは、債務者Yの第三債務者Zらに対する複数の保険契約に基づく配当金請求権、解約返戻金請求権、満期金請求権の債権差押命令の申立てにおいて、その差押債権目録の記載として、当該複数の保険契約を契約年月日の先後で特定していたが、執行裁判所は、差押債権の特定を欠くとして、上記申立てを却下したので、これを不服としたXが執行抗告を申し立てた。

本決定は、民事執行規則133条2項所定の「差し押さえるべき債権の種類及び額その他の債権を特定するに足りる事項」としては、第三債務者にとって、債権者との間の公平を失する程度の過度の負担とならないよう、社会通念上合理的と認められる時間と負担の範囲内で差押えの目的となった債権を特定することができる程度に行うことが必要であるとした上で、その特定は、本来保険証券番号を特定することによって行うことが望ましいが、弁護士法23条の2に基づく照会にもかかわらず、第三債務者において保険証券番号を回答しないという場合にまで、保険証券番号の特定を求めることは相当とはいえず、本件において契約年月日の先後で保険契約を特定した場合に、第三者において、多数の保険契約の種類や種類を通じてその契約年月日の先後を調査し特定することは、社会通念上合理的と認められる時間と負担の範囲を超える過度の負担と過大な時間を要するものとみることができないから、Xによる上記差押債権目録の記載で差し押さえるべき債権は特定されているとして、原決定を取り消し、Xの申立を認容した。

(21) 東京高決平成22年12月7日 金法1913号92頁
平成22年(ラ)第1365号 債権差押命令申立却下決定に対する執行抗告事件(抗告棄却)

債権者Xは、債務者Yの第三債務者Zらに対する複数の保険契約に基づく配当金請求権、解約返戻金請求権、満期金請求権の債権差押命令の申立てにおいて、その差押債権目録の記載として、当該複数の保険契約を契約年月日の先後で特定していたが、執行裁判所は、差押債権の特定を欠くとして、上記申立てを却下したので、これを不服としたXが執行抗告を申し立てた。

本決定は、民事執行規則133条2項所定の「差し押さえるべき債権の種類及び額その他の債権を特定するに足りる事項」としては、差押債権の表示を合理的に解釈した結果に基づき、第三債務者において、格別の負担を伴わずに調査することによって、差押えの効力が及び債権を他の債権と誤認混同することなく認識し得る程度に表示されていることを要するものと解されたとした上で、弁護士法23条の2に基づく照会にもかかわらず、第三債務者において保険証券番号を回答しないという場合、差押債権者にとって保険証券番号を特定することは必ずしも容易ではなく、第三債務者である保険会社としても必ずしも保険証券番号がなくても全く特定できないとはいえないが、上記照会に応ずべきか否かは、契約者保護の観点から各保険会社において慎重に判断すべき事柄であって、照会に応じなかったことの一事をもって、民事執行法上、当該保険会社についての差押債権の特定が包括的なもので足りると解することは相当とはいえず、差押債権者において、対象とする保険の種類又は商品名を選択、抽出した上、適宜の順位を付け、また、同種の保険契約が数口あるときは、「保険証券番号の早いものからとする」ことなどにより差押債権を特定することによって差押債権者にさほどの負担をかけずに第三債務者である保険会社の負担を軽減することができるから、Xによる上記差押命令申立は、各保険会社において格別の負担を伴わずに調査することによって当該債権を他の債権と誤認混同することなく認識し得る程度に表示して特定することが可能であるにもかかわらず、特定することなく申立てがされたものといえるとして、Xの抗告を棄却した。

(22) 東京地判平成22年9月13日 金法1913号206頁
平成21年(ワ)第35051号 否認請求認容決定に対する異議事件(原決定取消・否認請求棄却)

本件は、破産会社Aの破産管財人であるYが、AがXに担保として新規預金を預け入れた行為が偏頗行為に当たると主張し、破産裁判所に対し、Xを相手方として、否認請求の申立てをしたところ、同裁判所はYの否認請求を認容する決定をしたため、Xが、Aは前記預金担保設定当時に支払不能ではなく、XがAの支払不能を認識した事実もないうえ、これらの預金担保は既に解除されているなどと主張して、上記決定の取消しを求めた事案である。

本判決は、Xは、Aに対して破産開始決定がされる前に上記預金担保を解除したこと、Aは、それと同日に上記預金担保にかかる定期預金をそれぞれ解約し、これをもってAの訴外会社Bに対する債務の弁済に充てたことが認められるとした上、上記預金担保は、たとえこれが担保供与当時においては偏頗行為に該当するものであったとしても、その後解除されたことによってすべてが失効したもので、否認権を行使する時点においては、既に否認すべき行為としての適格性を失ったものというべきであると判示し、さらに、上記預金担保が解約されても、その担保となった定期預金がAに返還されていないので、否認権行使が可能である、というYの主張に対しては、定期預金がAに返還されなかったのは、その解約返戻金が上記弁済に充てられているからであって、上記預金担保が設定されていることによるものなのであれば、Bに対する弁済行為としてBに対して否認の請求を行えば足り、Xに対して上記預金担保の否認の請求を行う必要はない。Yの主張がXとBが実質的に一体であることを理由にXとBに対して否認の請求をすることができるとい趣旨であっても、XとBが法律上同一の法人と扱うことはできないし、Xに対する上記預金担保とBに対する弁済とを同一視することもできないとして、原決定を取り消し、Yの否認請求を棄却した。

〈刑事法〉

(23) 最一決平成22年11月25日 裁判所HP
平成22年(行ト)第63号 執行停止申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告及び許可抗告事件(抗告棄却)
檢察審査会法41条の6第1項所定の檢察審査会による起訴をすべき旨の議決は、刑事訴訟手続における公訴提起(同法41条の10第1項)の前提となる手続であって、その適否は、刑事訴訟手続において判断されるべきものであり、行政事件訴訟を提起して争うことはできず、これを本案とする行政事件訴訟法25条2項の執行停止の申立てをすることもできないとされたもの。

(24) 最二決平成22年12月20日 最高裁HP
平成22年(す)第463号 保釈保証金没取請求事件(棄却)
保釈された者が実刑判決を受け、その判決が確定するまでの間に逃亡等を行ったとしても、判決確定までにそれが解消され、判決確定後の時期において逃亡等の事実がない場合には、刑訴法96条3項により保釈保証金を没取することはできない。

1 事実

第一審で懲役刑の実刑判決を受けた後保釈されていた者が、控訴棄却判決を受け、その後の保釈請求が却下され、上告した後、勾留のための呼出しに応じず所在不明となっていたが、数ヵ月後に身柄を確保されて収容されると、上告を取り下げ、その収容中に判決が確定して刑の執行が開始された事案において、檢察官が、この者は判決確定までの間に逃亡していたとして、刑訴法96条3項の適用ないし準用により保釈保証金の没取を求めていた事案

2 理由

刑訴法96条3項は、文理及び趣旨に照らすと、禁錮以上の実刑判決が確定した後に逃亡等が行われることを保釈保証金没取の制裁の予告の下に防止し、刑の確実な執行を担保することを目的とする規定であるから、保釈された者が実刑判決を受け、その判決が確定するまでの間に逃亡等を行ったとしても、判決確定までにそれが解消され、判決確定後の時期において逃亡等の事実がない場合には、同項の適用ないし準用により保釈保証金を没取することはできないと解するのが相当であって、本件請求は理由がない。

(25) 最一判平成22年12月20日 最高裁HP
平成20年(あ)第1071号 行政書士法違反被告事件(破棄自判)
観賞ないしは記念のための品として作成された家系図が、行政書士法1条の2第1項にいう「事実証明に関する書類」に当たらないとされた事例。

被告人が、行政書士でなく、かつ、法定の除外事由がないのに、共犯者甲と共謀の上、業として、被告人方において、複数名から依頼を受け、事実証明に関する書類である家系図(以下「本件家系図」という。)を作成し、その報酬を受けるなどして行政書士の業務を行ったとして、刑法60条、行政書士法21条2号(平成20年法律第3号による改正前のもの。以下同じ。)、同19条1項に問われた事案で、被告人が作成した本件家系図が、行政書士法1条の2第1項にいう「事実証明に関する書類」に該当するかが争われた事案。

(理由)

本件家系図は、戸籍の記載内容を図に表し、親族の名、続柄、出生の年月日及び出生地、死亡の年月日及び死亡地、婚姻の年月日等を記載し、右側上部に「何々(姓)家系図」、左側下部に日付及び「A工房」の文言を付記した巻物状のものである。

本件の事実関係によれば、本件家系図は、自らの家系図を体裁の良い形式で残しておきたいという依頼者の希望に沿って、個人の観賞ないしは記念のための品として作成されたと認められるものであり、それ以上の対外的な関係で意味のある証明文書として利用されることが予定されていたことをうかがわせる具体的な事情は見当たらない。

このような事実関係の下では、本件家系図は、依頼者に係る身分関係を表示した書類であることは否定できないとしても、行政書士法1条の2第1項にいう「事実証明に関する書類」に当たるとみることができないとして、無罪とした。

〈公法〉

(26) 最三判平成22年11月30日 裁判所HP
平成20年(行ヒ)第166号 裁決取消請求事件(上告棄却)
1 明石海峡航路北側の航路外で西に向かう甲船と東に向かう乙船が衝突した事故について、海技士である甲船の船長を戒告とした高等海難審判庁の裁決が適法であるとされた事例。

2 霧による視界制限状態にある明石海峡航路屈曲部北側付近の航路外で西に向かう甲船と東に向かう乙船が衝突した事故について、同事故は、航路内を航行していた甲船の船長が、航路屈曲部に設置された灯浮標を見落としたため屈曲部に沿って左に転針することをせず、レーダーにより前方に乙船を探知しながらその動静監視を十分に行わず、乙船と著しく接近する事態を避けることができなかつたのに、針路を保つことができる最小限度の速力に減速することも必要に応じて行きあしを止めることもせずに進行した職務上の過失により招いたものであること、両船舶に損傷が生じ乙船の乗組員2名が傷害を負ったこと、乙船の

船長も職務上の過失があるとして戒告の裁決を受けていることなど判示の事情の下では、海技士である甲船の船長を戒告とした高等海難審判庁の裁決は適法である。

(27) 最二判平成23年1月14日 裁判所HP

平成20年(行ツ)第236号 源泉徴収納付義務不存在確認請求事件(一部を破棄し第1審判決を取消、一部を訴え却下等)

1 弁護士である破産管財人は、自らの報酬の支払について、自ら行った管財業務の対価として、自らその支払をしてこれを受けるのであるから、「支払をする者」として所得税法204条1項2号所定の源泉徴収義務を負う。

2 弁護士である破産管財人の報酬に係る源泉所得税の債権は、旧破産法(平成16年法律第75号による廃止前のもの)47条2号ただし書にいう「破産財団ニ関シテ生シタル」請求権(財団債権)に当たる。

3 破産管財人は、破産債権である所得税法199条所定の退職手当等の債権に対する配当については、支払先である労働者との間に使用者と労働者との関係に準じるような密接な関係を有しないことから、同条所定の源泉徴収義務を負わない。

(28) 最二判平成23年1月14日 裁判所HP

平成20年(行ヒ)第348号 損害賠償請求事件(上告人敗訴部分を破棄し、同部分について被上告人の控訴棄却)

1 町がその所有する普通財産である土地を町内の自治会に対し地域集会所の建設用地として無償で譲渡したことにつき地方自治法232条の2所定の公益上の必要があるとした町長の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用による違法があるとはいえないとされた事例。

2 原審は、本件無償譲渡が地域集会用地の取得に関する補助金を購入価格の半額以内かつ1500万円以下とした要綱に反すること、一連の手續が公有地の拡大の推進に関する法律の趣旨に反する等から手続的にも違法であることを判示したが、最高裁は、町の財産が実質的に減少したものではないことや町議会が本件無償譲渡を承認する議決をしていることを挙げて、上記の通り判断した。

(29) 東京高判平成22年6月23日 裁判所HP

平成22年(行コ)第20号 行政文書一部不開示決定処分取消等請求控訴事件(棄却)

控訴人らが、外務大臣のなした行政文書の一部を不開示とする決定の取り消しを求めたが、理由がないとして棄却した事案。

1 事案

控訴人が、外務大臣に対して、日朝国交正常化交渉や日韓の竹島問題に関する文書等の開示を求めたが、一部を不開示とした外務大臣の処分に対し、一部不開示の決定の取消と、不開示部分についての開示決定を求めた事案。

本件各文書の開示の義務付けを求める訴えは不合法であり、本件各文書の不開示部分の取消しを求める請求は理由がないとした原審に対し、控訴人らは、(1)原判決は実質的に立証責任の転換である、(2)情報公開法が定める情報開示請求権は、憲法21条が保障する知る権利を具体化するものであり、情報開示請求権を制約する行政機関の判断については厳格な審査が行われるべき、(3)本件各文書が作成されてから50年以上を経過し歴史的な文書となっているから、行政機関の主張立証責任が加重されると解すべきなどと主張した。

2 判断

a立証責任:

行政文書を例外的に不開示とする場合の不開示事由の立証責任は、不開示処分をした行政機関の側にあり、ただ、情報公開法5条3号、4号による不開示についての立証の対象が、文書開示によって生じる他国等との交渉上不利益を被るおそれ等又は公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのものではなく、行政機関の長がこれらのおそれがあると認めることについての相当の理由となるのである。各号がこのように定められたのは、行政機関の長の第一次判断を尊重する趣旨であることから、行政機関の側でそれに応じた立証の負担を負うというに過ぎないのであり、実質的な立証責任の転換であるとする主張は当を得ない。

b厳格な審査:

情報公開法が、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利について定めていることは明らかであるが(同法1条)、具体的な情報開示請求権は同法上の権利である。どのような不開示事由を定めるかは憲法の趣旨にのっとり立法政策上の問題であり、同法が不開示情報を定めるにあたっては、開示しない不開示によって生じる利益及び不利益を考慮した上で規定を設けていると解されるから、同法の規定の趣旨を尊重すべきである。

c行政機関の主張立証責任の加重:

一般に長年月が経過すれば不開示とする根拠が減少するであろうことは認められるが、本件においては、現在我が国が直面する重大かつ微妙な問題である日朝国交正常化交渉及び日韓の竹島問題に関して本件各文書の一部又は全部が不開示とされているのであるから、長期間の時の経過が当然に不開示とする理由の相当性を減少させるとまではいえない。外国等との交渉においては、過去の経緯が相当の重みを持つ場合のあることは明らかであるから、時を経過した情報であっても交渉の当事者である外務大臣の第一次的判断を尊重すべき理由が減少するとはいえない。

本件控訴はいずれも理由がない

(30) 東京高判平成22年6月23日 裁判所HP

平成22年(行コ)第4号 所得税更正処分等取消請求控訴事件(棄却)

控訴人が、税務署長の行った所得税の更正処分等に対し、申告漏れとされたみなし配当所得は生じておらず、仮に同所得が生じていたとしても、当該所得は非課税所得に該当するから本件更正処分等は違法であると主張してその取消しを求めたが、理由がないとして棄却した事案。

1 事案

控訴人が税務署長に対し、総所得金額を606万3800円等として、還付税額を112万8380円とする所得税の確定申告をしたところ、同税務署長から控訴人に対し、みなし配当所得の申告漏れがあるとして、総所得金額を1億9296万0020円等として納付すべき税額を1970万4600円とする旨の更正処分(以下「本件更正処分」という)等がなされたため、控訴人が、みなし配当所得は生じておらず、仮に同所得が生じていたとしても、当該所得は非課税所得

に該当するから本件更正処分等は違法であると主張して、その取消しを求めた事案である。
控訴人は、みなし配当の支払者であるAは、所得税法181条1項の定めにより源泉徴収義務を負い、源泉徴収税額3737万9200円の納付義務を負うと同時に、控訴人に対して私法上の債権が発生し、控訴人は同額の債務を負担した。所得税法9条1項10号の適否は、本件担保権実行時の現況で判断すべきであり、本件担保権実行と同時に発生する控訴人のAに対する上記債務は、本件担保権実行時の債務であるなどと主張した。

2 判断

たしかに、本件担保権の実行と同時に何らの特別の手續を要することなくAの源泉徴収義務が成立し、控訴人はAに対し、その源泉徴収税額と同額の債務を負うことになるが、それは、本件担保権実行当時存在していた債務ではなく、本件担保権実行の結果、控訴人が負担すべき所得税法25条1項5号によるみなし配当に対する所得税の一部について、Aが所得税法181条1項によって源泉徴収義務を負ったために発生したものである。その課税関係から発生する債務を考慮して所得税法9条1項10号の非課税扱いを認めるならば、担保権実行の際には積極財産を有し課税することが可能で、納税資力があつたにもかかわらず、課税関係発生と同時に発生する債務を考慮して、その課税を免れることができるという結果が生ずることになる。

しかし、所得税法9条1項10号は、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難な場合における強制換価手續による資産の譲渡の場合は、その資産の所有者が納税資力がいないため実際問題として課税することが困難であることなどから課税しないこととしたものである。そのため、同号は、納税資力があつたにもかかわらず課税関係発生と同時に発生する債務を考慮して、その課税を免れるなどということをご想定しておらず、これを認めるならば、上記立法趣旨に反することは明らかである。

したがって、控訴人の上記主張は、採用することができない。

(31) 札幌高判平成22年12月6日 裁判所HP

平成22年(行コ)第4号 財産管理を怠る事実の違法確認請求控訴事件(差戻審)(破棄自判、控訴棄却)

旧砂川町が、その所有する土地を神社施設の敷地として無償で使用させていることについて、最高裁判所が、「同状態が政教分離違反の状態にあるものの、その違憲性を解消するための手段としては、一審判決及び差戻前控訴審判決が命ずる方法以外にも合理的で現実的な手段が存在する可能性があり、にもかかわらず、差戻前控訴審は、その存否につき何ら判断することなく、また、その有無に関して当事者に対して釈明権を行使することなく違法性を認定しており、違法である」として、審理を差し戻した事案について、市がその所有する土地を神社施設の敷地として無償で使用させている現状は、違憲状態ではあるが、その違憲性を解消する手段として合理的で現実的な手段(適正な時価で貸し付ける等)を控訴人が提案している以上、控訴人において本件神社物件の撤去及び土地明渡しを請求しないことを、控訴人の財産管理上の裁量権を逸脱又は濫用するものと評価することはできず、地方自治法242条の2第1項3号所定の「財産の管理を怠る事実」には該当しないと見て、一審判決中控訴人敗訴部分を取り消して被控訴人らの請求をいずれも棄却した事例。

(32) 大阪地判平成20年7月29日 判例タイムズ1300号159頁

平成19年(行ウ)第23号 ゴルフ場利用税に係る税率等級の変更処分取消請求事件(請求棄却・控訴、即時抗告(後控訴棄却・確定))

大阪府中央府税事務所長が、原告の経営する会員制ゴルフ場におけるゴルフ場利用税の税率算定の基礎となる等級判断に当たり、会員制ゴルフ場においては平日非会員の「利用料金」が等級基準の一つとして大阪府税規則に定められているところ、原告ゴルフ場の「エントリーフィー」と「キャディーフィー」は同「利用料金」に含まれるとし、等級を6級(ゴルフ場利用税450円)から3級(同1000円)に変更する旨の処分を行ったため、当該ゴルフ場がその取消を求める抗告訴訟を提起した。本判決は、個々のゴルフ場の個別具体的な事情を踏まえ、当該ゴルフ場の利用に係る対価又は負担として一般的なものは、「利用料金」に含めることができるとした上で、本件ゴルフ場では、非会員には会員並みのグリーンフィー等の料金に加えて、プレーの対価としてエントリーフィーが徴収されていたと認め、これが「利用料金」に含まれるとした処分行政庁の判断に誤りはなく、キャディーフィーについても、本件ゴルフ場において、平日非会員によるセルフプレーは予定されておらず、セルフプレーの利用実態もなく、今後も同様の状況が続くことが見込まれたのであるから、実質的には任意選択制が採られていたとはいえないと認め、これを「利用料金」に含まれるとした処分行政庁の判断に違法はないとした。

(33) 大阪地判平成20年8月7日 判例タイムズ1300号172頁

平成19年(行ウ)第232号 損害賠償(住民訴訟)請求事件(一部認容・控訴)

大東市が、「大東市非常勤職員の報酬等に関する要綱」に基づき、退職する非常勤職員Aに対し、総務部長の専決による支出負担行為、人事課長の専決による支出命令によって退職慰労金を支払い、また、非常勤職員Bに対し、人事課長の専決による支出負担行為及び支出命令によって退職慰労金を支払ったところ、大東市の住民Xがかかる退職慰労金の給付が給与条主義に違反するとして、市長に対し、市長個人が当該非常勤職員らに対し損害賠償請求をするよう、総務部長らに対し賠償命令をするよう求めるなどした事案において、本判決は、本件退職慰労金は退職手当の性格を有しているから、特別職の非常勤職員については地方公務員法24条6項及び同法25条1項に基づく給与条主義の適用はないものの、地方自治法上の給与条主義が適用され、直接の条例の根拠を有しない退職慰労金の支給は給与条主義に反し、予算の議決や決算の承認をもって条例に代えることはできないとし、Xの請求を認容した。

(34) 大阪地決平成21年1月30日 判例タイムズ1300号133頁

平成20年(行ク)第89号 執行停止申立事件(申立却下・即時抗告)

大阪市が、学校設置条例により設置する特別支援学校を廃止することなどを内容とする上記学校設置条例を改正する条例を制定したため、本件学校の児童生徒及びその保護者らが、大阪市が本件条例を制定してした本件学校の廃止が行政事件訴訟法3条2項にいう処分に該当するとして、同法25条2項に基づき、本件学校の廃止の効力を停止することを求めた事案において、本決定は、大阪市が学校設置条例の一部を改正する条例の制定行為による特別支援学校の廃止が、抗告訴訟の対象となる処分に該当しないため、本件では適法な本案訴

訟が係属しているとはいえず、また、大阪市がした特別支援学校の廃止が、同校の病弱者を対象とする特別支援教育に係る機能を相手方が設置する他の特別支援学校に移管するという教育施策の一環として行われたもので、特別支援教育に係る教育基本法の理念及び学校教育法の趣旨等を没却するものとしてその裁量権の範囲を超え、又はこれを濫用したものであるということではできず違法とはいえないとし、行政事件訴訟法25条4項の「本案について理由がないとみえるとき」に該当するとして、本件申立を却下した。

(35) 大阪地判平成22年5月19日 判例時報2093号3頁
平成18年(ワ)第5235号・第10633号・同19年(ワ)第4423号・第8279号・第16301号
・同20年(ワ)第6162号・第11001号 損害賠償請求事件 一部認容、一部棄却(控訴) 大阪
泉南アスベスト国家賠償請求訴訟第1審判決

アスベスト(石綿)工場の元労働者が石綿肺、肺がん、中皮腫又はびまん性胸膜肥厚に罹患したことについて、国が規制権限を行使しなかったからだと主張して国家賠償請求をした事案において、権限不行使が国賠法1条1項の適用上違法となる場合に関する最高裁の判示(最二判平成元年11月24日・民集43巻10号1169頁、最二判平成7年6月23日・民集49巻6号1600頁、最三判平成16年4月27日・民集58巻4号1032頁)を引用した上で、石綿関連疾患に関する医学的又は疫学的知見の集積の時期、国の石綿粉じん職業ばく露防止措置の必要性認識の時期、粉じん対策の中心である局所排気装置の技術的基盤が整った時期、粉じん濃度測定機器の開発の時期、粉じん濃度の評価指標(忍限度)設定可能時期等をそれぞれ認定し、労働大臣は、じん肺法が成立した昭和35年までに、局所排気装置の設置を中心とする石綿粉じんの抑制措置を使用者に義務付けることが強く求められたのであり、そのような省令を制定しておけば危険性を相当程度低下させ、あるいは被害の拡大を相当程度回避し得たにもかかわらず、省令を制定しなかった、として、その権限不行使につき、労働基準法の趣旨目的や当該権限の性質に照らし、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くもので違法、と判示され、国賠法上の責任が肯定された事例。

(36) 京都地判平成22年5月27日 判例時報2093号72頁
平成20年(行ウ)第20号 障害補償給付支給処分取消請求事件 認容(確定)

業務上の災害によって火傷を負った男性が、労働災害補償保険法施行規則別表第一に定める障害者等級の認定処分を不服として同処分の取り消しを求めた訴訟において、厚生労働大臣に障害等級表策定についての裁量権は与えられているが、行政処分の取消訴訟において処分の適法性の立証責任は行政庁側にあり、その前提となる差別的取扱の合憲性も国が立証しなければならぬとしたうえで、同障害等級表のうち外ぼうの著しい醜状障害の等級について男女間で大きな差が設けられていること(原則として女性を第7級、男性を第12級としている)につき、外ぼうの醜状障害が第三者に与える嫌悪感、本人の精神的苦痛等について男性に比べ女性の方が大きいという事実的・実質的差異につき根拠となり得、また同差異があるという社会通念があるといえなくはないが、等級の差における給付の差が大きいこと、年齢・職種・利き腕・知識・経験等の職業能力的条件は障害の程度を決定する要素となっていないところ、性別がこれらの職業能力的条件と質的に大きく異なるものとはいい難いことなどから、大きな差が設けられた不合理さは著しく、差別的取扱の程度は著しく不合理なものと言わざるを得ず、合憲性が立証されたとはいえず、憲法14条1項に違反するとして、処分が違法とされた事例。

〈社会法〉

(37) 最二判平成22年12月17日 裁判所HP
平成21年(行ヒ)第348号 審決取消請求事件(上告棄却)

電気通信事業者が、その設置する加入者光ファイバ設備を用いて戸建て住宅向けの通信サービスを自ら加入者に提供するに際し、他の電気通信事業者が上記設備に接続して上記サービスを提供するために支払うべき接続料金につき、安価となる方式を用いることを前提にその認可を受けていながら、実際には高価となる方式を用い、後者の方式における接続料金を下回るユーザー料金を設定した行為が、その単独かつ一方的な取引拒絶ないし廉売としての側面が、自らの市場支配力の形成、維持ないし強化という観点からみて正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有するものであり、当該事業者のFTTHサービス市場への参入を著しく困難にする効果を持つものといえるとして、独禁法2条5項にいう「他の事業者の事業活動を排除」する行為に該当するとされた事例。

(38) 最三決平成22年12月20日 最高裁HP

平成22年(あ)第148号 道路交通法違反、労働基準法違反被告事件(棄却)
労働基準法32条1項(週単位の時間外労働の規制)と同条2項(1日単位の時間外労働の規制)とは、規制の内容及び趣旨等を異にすることに照らすと、同条1項違反の罪が成立する場合においても、その週内の1日単位の時間外労働の規制違反について同条2項違反の罪が成立し、それぞれの行為は社会的見解上別個のものとして評価すべきであって、両罪は併合罪の関係にあると解するのが相当である。

(39) 東京地判平成22年4月28日 判例時報2091号94頁

平成20年(ワ)第31550号 地位確認等請求事件 一部認容一部棄却(控訴)

本件は、自転車自動二輪車等によりに荷物等を配送する運送業務を目的とする株式会社Yとの間で運送請負契約書と題する契約書をかわしてメッセージャーとして自転車を使用して配送業務を行い、またメッセージャーから選ばれてYから営業者の所長に任命されたXがYに対し、労働契約上の権利を有する地位にあることの確認並びに所長職の解任による賃金の減収分及び稼働停止通告以降の賃金の支払いを求め、さらにYによる所長職の解任及び稼働停止通告は不法行為に当たるとして損害賠償を求めた事案である。

本件の主たる争点は、メッセージャーと所長の労働者性の有無であった。メッセージャーの労働者性について、本判決は、メッセージャーは仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の事由があること等から使用従属性があるとは認められず、報酬はいわゆる出来高払方式により定まっていること等から労務対償性がないとして労働基準法上の労働者には該当しないとされた。一方所長については、所長の業務内容は、Yが行うべきメッセージャーの業務管理を行うものであり所長はYの基本的な指揮命令下にあるといえること、時間的場所的拘束を受けていること、労務対償性について所長手当は賃金としての性格を有すると評価できること等から労働者に該当すると判断した。

〈紹介済み判例〉

- 最三判平成22年7月6日 判例時報2091号44頁
平成21年(行ヒ)第52号 自動車税減免申請却下処分取消等請求事件 破棄自判
→法務速報111号23番で紹介済み
- 最二判平成22年7月9日 判例時報2091号47頁
平成21年(受)第1539号 損害賠償請求本訴, 同反訴事件 破棄差戻
→法務速報111号13番で紹介済み
- 最一判平成22年7月15日 判例時報2091号90頁
平成21年(受)第183号 損害賠償請求事件 破棄自判
→法務速報112号10番で紹介済み
- 最二判平成22年6月4日 判例時報2092号93頁
平成21年(受)第284号 自動車引渡請求事件(破棄自判)
→法務速報110号18番で紹介済み
- 最二決平成22年8月4日 判例時報2092号96頁
平成22年(ク)第376号 人身保護請求棄却決定に対する抗告審の特別抗告事件(抗告棄却)
→法務速報112号16番で紹介済み
- 最二決平成22年8月4日 判例時報2092号98頁
平成22年(許)第7号 人身保護請求棄却決定に対する許可抗告事件(抗告却下)
→法務速報112号17番で紹介済み
- 知財高判平成22年10月13日 判例時報2092号136頁
平成22年(ホ)第10052号 損害賠償請求控訴事件(取消(上告受理申立て))
→法務速報114号18番で紹介済み
- 最一決平成22年7月20日 判例時報2093号161頁
平成21年(あ)第1946号 弁護士法違反被告事件 上告棄却
→法務速報112号21番で紹介済み
- 最三判平成21年4月14日 判例タイムズ1300号99頁
平成19年(受)第996号 貸金請求本訴, 損害賠償等反訴請求事件(破棄差戻)
→法務速報96号4号で紹介済み
- 最三判平成21年4月28日 判例タイムズ1300号92頁
平成20年(行ヒ)第97号 損害賠償代位等請求事件(破棄差戻)
→法務速報97号23番で紹介済み
- 知財高判平成21年1月28日 判例タイムズ1300号287頁
平成20年(ホ)第10054号 特許権等侵害差止請求控訴事件, 平成20年(ホ)第10071号特許権等侵害差止請求附帯控訴事件(控訴棄却, 附帯控訴棄却・上告, 上告受理申立)
→法務速報101号16番で紹介済み
- 名古屋地判平成20年9月5日 判例タイムズ1300号193頁
平成20年(シ)第16号 郵便貯金債権返還請求控訴事件(取消, 自判・確定)
→法務速報101号11番で紹介済み
- 大阪地判平成20年10月31日 判例タイムズ1300号205頁
平成20年(フ)第6489号 根抵当権設定登記手続等請求事件(請求棄却・控訴)
→法務速報99号20番で紹介済み
- 最三判平成20年4月15日 判例タイムズ1317号85頁
平成18年(受)第263号 損害賠償請求事件(破棄自判)
→法務速報84号19番で紹介済み
- 最一判平成20年4月24日 判例タイムズ1317号130頁
平成18年(受)第1772号 特許権に基づく製造販売禁止等請求事件(上告棄却)
→法務速報85号15番で紹介済み
- 最二判平成21年6月5日 判例タイムズ1317号100頁
平成18年(行ヒ)第179号 固定資産評価審査申出に対する決定取消請求事件(一部破棄差戻)
→法務速報98号22号で紹介済み
- 最二判平成21年7月10日 判例タイムズ1317号117頁
平成20年(受)第1728号 不当利得返還等請求事件(一部破棄差戻, 一部上告棄却)
→法務速報109号1号で紹介済み
- 最一判平成21年10月1日 判例タイムズ1317号106頁
平成21年(受)第540号 保険金請求事件(上告棄却)
→法務速報102号13号で紹介済み
- 最三判平成21年11月9日 判例タイムズ1317号142頁
平成18年(あ)第2057号 商法違反被告事件(上告棄却)
→法務速報103号27号で紹介済み
- 最一判平成21年12月3日 判例タイムズ1317号92頁

平成20年(行ヒ)第43号 法人税更正処分取消等請求事件(一部破棄自判,一部上告却下)
→法務速報104号33号で紹介済み

最二判平成21年12月4日 判例タイムズ1317号128頁
平成20年(受)第1535号 遺留分減殺請求事件(破棄自判)
→法務速報104号3号で紹介済み

最一判平成21年12月17日 判例タイムズ1317号81頁
平成21年(行ヒ)第145号 建築確認処分取消等請求事件,追加的併合申立て事件(一部上告棄却,一部破棄終了)
→法務速報104号22号で紹介済み

最二判平成21年12月18日 判例タイムズ1317号124頁
平成21年(受)第35号 債務不存在確認等,遺言無効確認等請求事件(破棄差戻)
→法務速報105号1号で紹介済み

最三判平成22年1月19日 判例タイムズ1317号114頁
平成21年(受)第96号 不当利得返還請求事件(破棄自判)
→法務速報105号26号で紹介済み

最三判平成22年1月26日 判例タイムズ1317号137頁
平成20年(受)第666号 協力金請求事件(破棄自判)
→法務速報106号3号で紹介済み

最三判平成22年1月26日 判例タイムズ1317号109頁
平成20年(受)第2029号 損害賠償請求事件(破棄自判)
→法務速報106号2号で紹介済み

東京高判平成21年9月30日 判例タイムズ1317号72頁
平成21年(ネ)第207号 生命保険契約存在確認請求控訴事件(取消,自判・上告,上告受理申立)
→法務速報103号5号で紹介済み

東京高決平成21年10月8日 判例タイムズ1317号279頁
平成21年(ラ)第1577号 売却許可決定に対する執行抗告事件(抗告棄却・確定)
→法務速報108号24号で紹介済み

東京地判平成21年3月25日 判例タイムズ1317号160頁
平成18年(行ウ)第480号 労働者災害補償保険遺族補償給付不支給処分取消等請求事件(認容・控訴)
→法務速報107号32号で紹介済み

最一判平成22年8月25日 金法1912号85頁
平成22年(許)第2号 売却許可決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)
→法務速報113号13番で紹介済み

最一判平成22年7月20日 金法1912号92頁
平成21年(あ)第1946号 弁護士法違反被告事件(上告棄却)
→法務速報112号21番で紹介済み

2. 平成23(2011)年1月26日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

平成23年1月26日までに新しく成立した法律はありません。

3. 1月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

今井宏監修/住友信託銀行証券代行部編著 商事法務 294頁 3150円
招集通知作成の実務対応

伊藤眞/須藤英章監修・著 金融財政事情研究会 413頁 3990円
新倒産法制10年を検証する 事業再生実務の深化と課題

大沼長清/井上久彌/磯邊和男編集/柳澤義一/椿木雅朗/井ノ上正男/内山勝利 ぎょうせい
311頁 3800円
第六次改訂/会社税務マニュアルシリーズ4 破産・再生・組織変更

松尾弘著 大成出版社 230頁 3990円
財産権の保障と損失補償の法理・・・★

後藤卷則/池本誠司 勁草書房 507頁 3465円
クレサラ叢書/解説編 割賦販売法

宮崎直己 大成出版社 273頁 3780円
交通事故 損害賠償の実務と判例

4. 1月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

晴山一穂/佐伯祐二/榊原秀訓/石村修/阿部浩己/清水敏 日本評論社 237頁 4725円
欧米諸国の「公務員の政治活動の自由」 その比較法的研究

東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会編 ぎょうせい 178頁 2199円
弁護士専門研修講座 企業法務と組織内弁護士の実務

森下忠 成文堂 300頁 6300円
国際刑法研究 第12巻 国際刑法の新しい地平

金山直樹 勁草書房 315頁 4725円
法典という近代 装置としての法

林仲宣 税務経理協会 112頁 2940円
椋山女学園大学研究叢書43 地方分権の税法

堀鉄平 日本法令 266頁 2310円
弁護士営業・経営マニュアル・・・★

5. 発刊書籍の解説

- ・財産権の保障と損失補償の法理
憲法29条に規定される「正当な補償」が財産権保障と公共利用との調整弁の役割を担っているとし、損失補償ルールのあり方を検討している。
社会の態様の変化に対応すべく法理を現代化するにあたっての新たな課題を示している。
10件の重要な参考判例を収録しており、また、脚注での詳細解説も充実している。
- ・弁護士営業・経営マニュアル
弁護士業務の他、弁護士事務所のコンサルティング業務を行っている著者が、顧客満足という視点から事務所経営のノウハウを解説している。
自身の事務所で行っているマーケティング、ブランディング戦略の例を初めとして、多種多様なノウハウが全7章に渡って紹介されている。

☆配信停止をご希望の方へ
下記のURLから会員ログインを行い、利用登録情報変更画面を開いて
法務速報のチェックを消してください。

<http://www.jlf.or.jp/>

(C) Copyright (公財)日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
